

## 生活交通ネットワーク計画について

**1. 生活交通ネットワーク計画に記載が必要となる事項**

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要※1
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧※1
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
8. 車両の取得に係る目的・必要性※2
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果※2
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額※2
  11. 協議会の開催状況と主な議論
  12. 利用者等の意見の反映
  13. 協議会メンバーの構成員

※1：陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用するため、記載の対象外

※2：補助対象期間内での車両の新規購入がないため、記載の対象外

**2. 生活交通ネットワーク計画の内容**

## 2-1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## (1) 背景と目的

長久手市では平成10年7月に、以下の3つを運行目的としてNーバスの運行を始めた。

- ①市内交通空白地帯の解消
- ②公共施設の利便性向上
- ③高齢者や子供等の交通弱者の社会参加の促進

平成17年3月のリニモ開業を契機として、市を取り巻く公共交通体系は大きく変わり、平成21年9月に路線再編を行い、平成23年4月にバス車両を1台増車して一部見直しを行い、実証運行を続けてきた。

利用者数は増加傾向で推移し、Nーバスは市民にとって欠かせないものとなっており、Nーバスの本格運行を行うため地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

## (2) 必要性

長久手市では、平成21年10月に「長久手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成21年度下期～平成25年度の5年間の計画期間で、公共交通の利便性を高めるための具体的な取り組みを行うこととしている。

取り組みの確実な実行と継続していくため、生活交通ネットワーク計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業に取り組むことが必要となっている。

## 2-2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### ■長久手市の公共交通の将来像

#### みんなで支える、人と環境にやさしい公共交通

- 市内交通の移動軸としてリニモと路線バスを活かし、Nーバスでリニモと路線バスを面的にカバーして移動利便性を高め、それらが一体となった使いやすいネットワークをつくる。
- 利便性の高い公共交通サービスを、住民・交通事業者・行政が協働で支える。

#### ■地域公共交通総合連携計画の基本方針

- ①人々の生活を支える交通移動を提供し続ける
- ②それぞれの公共交通手段の役割を明確にし、互いに連携した利便性の高い公共交通ネットワークをつくる
- ③みんなで意識して、環境にやさしい公共交通利用を進める
- ④まちづくりと連携した公共交通体系をつくる
- ⑤PDCAサイクルで継続的に改善し、みんなで公共交通を支える

#### ■地域公共交通総合連携計画の目標

目 標	指標	目標値	現 状 (平成 20 年度)
「みんなで公共交通を支えるまち」の実現	公共交通利用者数	現状の10%UP	リニモ：約 16,500 人/日平均 名鉄バス：約 2,240 人/日平均 Nーバス：約 450 人/日平均
「人にやさしい公共交通のまち」の実現	公共交通の推進度	25%未満	「進んでいない」と回答した人の割合 27.1%
「環境にやさしい公共交通のまち」の実現	公共交通転換者	調査段階ごとの増加	【公共交通の利用機会】 (平成 23 年度アンケート調査) 増えた：13.9%、減った：14.4%

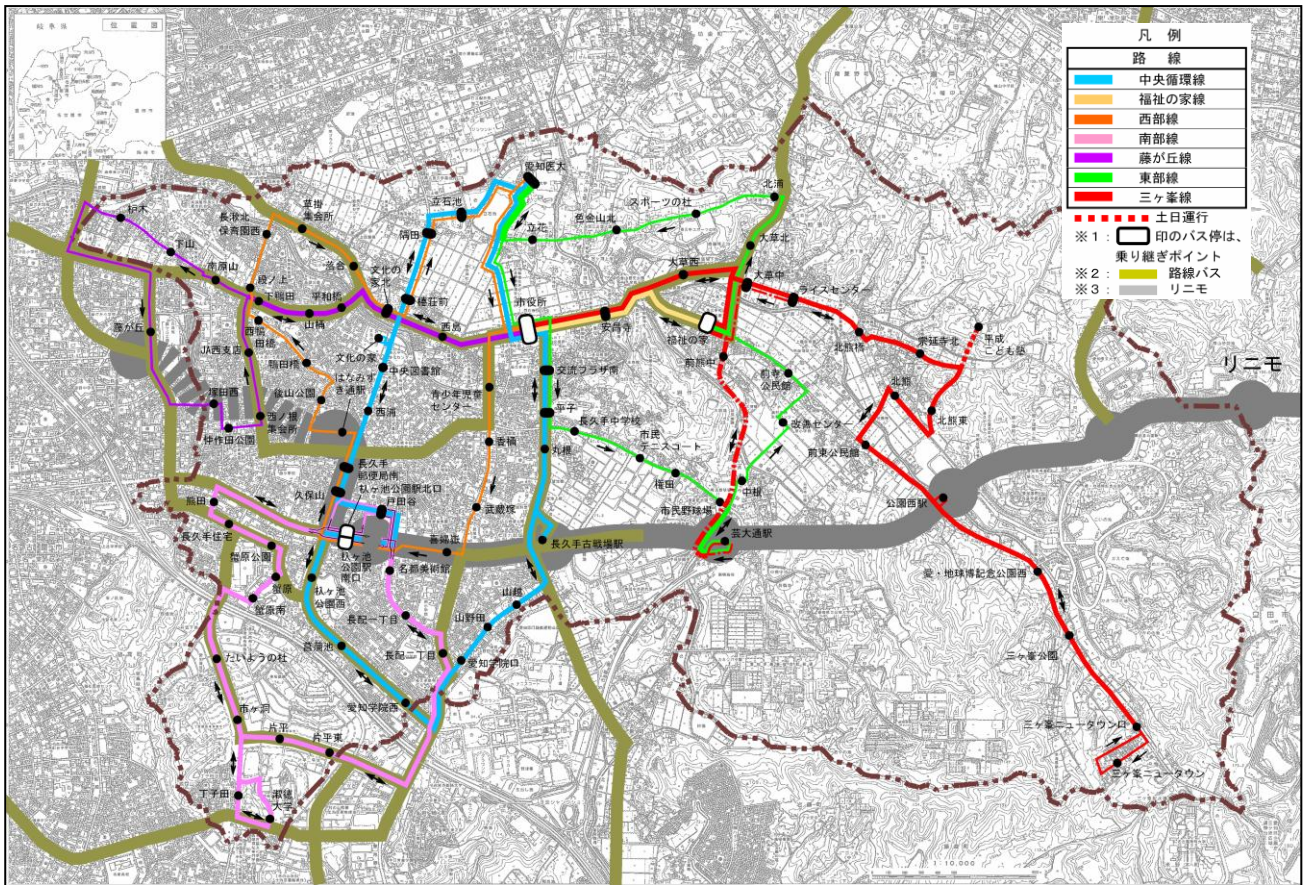
### (2) 事業の効果

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待される。

- ・公共交通の満足度の向上による公共交通の利用者数の増加
- ・みんなが利用しやすい公共交通システムの確立
- ・公共交通をみんなで支えるという意識の向上
- ・自動車利用の適正化

## 2-3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

### (1) 運行路線



### (2) 運行システムの概要

路線	運行本数	運行日	使用車両	運行事業者
中央循環線 (右回り)	1 1	毎日	小型バス 5 台で 各路線を運行	名鉄バス(株)
中央循環線 (左回り)	1 2	毎日		
福祉の家線	1 6	毎日		
西部線	7	毎日		
南部線 (右・左回り)	1 5	毎日		
藤が丘線	7	毎日		
東部線	6	毎日		
三ヶ峯線	7	毎日		
合計	8 1	—	—	

※12/29～1/3 の年末年始は運休

### (3) 料金

1 乗車 100 円とし、下記の方の料金は無料とする。

ただし、「市役所」「福祉の家」「杵ヶ池公園駅北口・南口」の3箇所の乗り継ぎポイントでは、運転手が発行する『乗継券』により他の路線の利用を可能とする。

#### <運賃無料の対象>

- 1) 中学生以下の小人
- 2) 長久手市が発行した赤色の「あったかあど」を携帯している人
- 3) 就学前の児童1人につき同伴の保護者1人
- 4) 妊婦
- 5) 身体障害者手帳の所持者と付添者1人
- 6) 療育手帳の所持者と付添者1人
- 7) 被爆者健康手帳の所持者と付添者1人
- 8) 精神障害者保健福祉手帳の所持者と付添者1人

### (4) 計画期間

策定した長久手市地域公共交通総合連携計画を踏まえ、計画期間の平成25年度に必要なに応じて改善を行いながら、引き続き運行を実施する。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
平成24年度事業	●————→●————→●————→			
平成25年度事業		●————→●————→●————→		
		必要に応じて改善		

### (5) 地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

補助事業の基準への適合性を考慮して、陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用することとし、以下の5路線を対象とする。

該当する要件	補助対象路線	補助対象事業者
補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統	中央循環線（右回り）	名鉄バス(株)
	中央循環線（左回り）	
	西部線	
	東部線	
交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統	三ヶ峯線	

2-4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

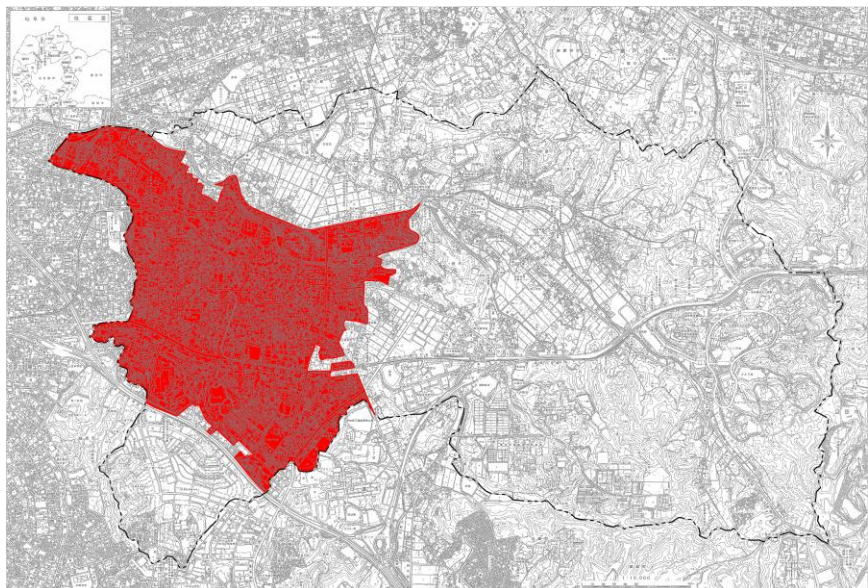
運行事業者名	運行系統名	平成24年度事業分(H24.04~H26.09)				平成25年度事業分(H24.10~H27.09)			
		確保維持事業に要する 国庫補助額(千円)			国庫補助 上限額 (千円)	確保維持事業に要する 国庫補助額(千円)			国庫補助 上限額 (千円)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
名鉄バス株	中央循環線 右まわり	3,297.0	6,468.0	6,468.0	6,008	6,697.5	6,697.5	6,697.5	9,400
	中央循環線 左まわり	3,596.5	7,056.0	7,056.0		7,306.5	7,306.5	7,306.5	
	西部線	1,838.5	3,606.5	3,606.5		3,693.0	3,693.0	3,693.0	
	東部線	1,758.5	3,449.5	3,449.5		3,577.5	3,577.5	3,577.5	
	三ヶ峯線早朝便	138.5	271.5	271.5		284.0	284.0	284.0	
	三ヶ峯線平日便 福祉の家発	267.5	524.0	522.0		548.5	546.0	541.5	
	三ヶ峯線土休日便 福祉の家発	135.5	266.5	268.5		278.5	281.0	286.0	
	三ヶ峯線平日便	1,877.0	3,679.0	3,664.0		3,848.5	3,832.5	3,801.0	
	三ヶ峯線土休日便	939.5	1,847.0	1,863.0		1,932.0	1,949.0	1,982.5	
合 計	13,848	27,168	27,169	6,008	28,166	28,167	28,169	9,400	

2-5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

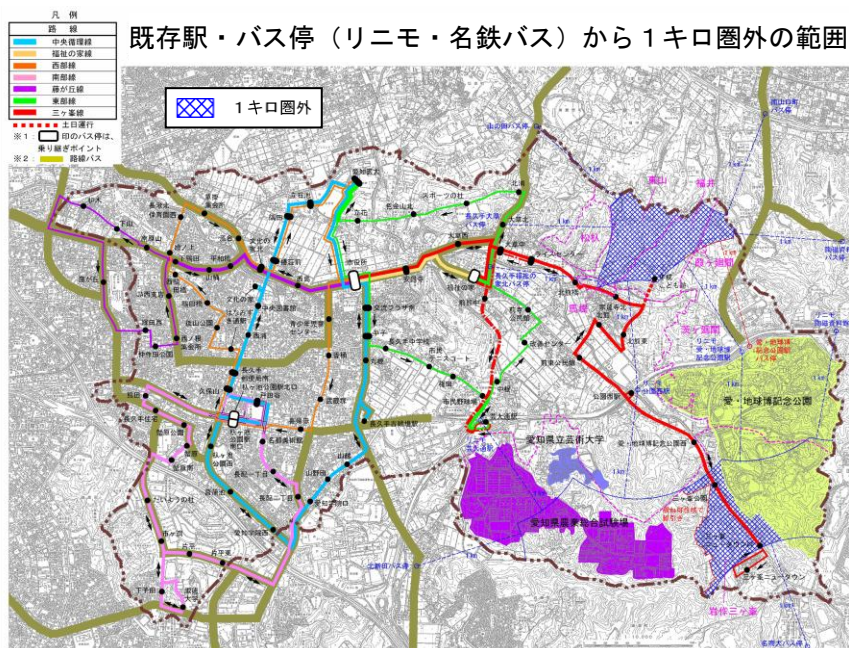
●人口集中地区以外の人口

11,554人

人口集中地区



●交通不便地域人口  
82人



2-6. 協議会の開催状況と主な議論

開催年度	会議回数	会議開催日
平成20年度	第1回会議	平成20年11月25日(火)
	第2回会議	平成20年12月22日(月)
	第3回会議	平成21年1月19日(月)
	第4回会議	平成21年2月6日(金)
平成21年度	第5回会議	平成21年4月7日(火)
	第6回会議	平成21年4月28日(火)
	第7回会議	平成21年5月28日(木)
	第8回会議	平成21年7月7日(火)
	第9回会議	平成22年1月27日(水)
平成22年度	第10回会議	平成22年6月18日(金)
	第11回会議	平成22年9月13日(月)
	第12回会議	平成22年11月1日(月)
	第13回会議	平成22年12月13日(月)
	第14回会議	平成23年1月28日(金)
	第15回会議	平成23年3月25日(金)
平成23年度	第16回会議	平成23年6月27日(月)
	第17回会議	平成23年9月16日(金)
	第18回会議	平成23年12月21日(水)
	第19回会議	平成24年1月30日(月)
平成24年度	第20回会議	平成24年6月21日(木)

2-7. 利用者等の意見の反映

これまでに、利用者アンケートを4回、住民アンケートを4回、パブリックコメントを2回、住民説明会を1回行った。

2-8. 協議会のメンバー構成

長久手市地域公共交通会議の委員として、主宰市2名、都道府県1名、交通事業者及び事業者団体4名、地域住民3名、地方運輸局1名、運転者が組織する団体1名、道路管理者1名、都道府県警察1名、学識経験者1名の、計15名で構成している。